

EBPM のニーズに対応する経済統計の諸課題に関する研究会

(第 1 回研究会 議事概要)

【開催日時】

平成 28 年 10 月 7 日 (金) 16 : 00 ~ 18 : 00

【場所】

中央合同庁舎第 8 号館共用 D 会議室

【出席者】

三輪芳朗座長、金本良嗣座長代理、赤井厚雄、橋本英樹、渡辺努の各構成員
事務局等

【議事】

- (1) 研究会の運営について
- (2) 今後の議論の進め方について

【議事の経過】

- (1) 研究会の運営について

本研究会の議事等の公開の扱いについて、資料 2 「研究会の運営について (案)」のとおり了承された。

- (2) 今後の議論の進め方について

今後の議論の進め方について議論がなされた。主な発言は以下のとおり。

- 骨太の方針において、経済統計の改善について「政府の取組方針を年内に取りまとめる」とされており、年内が一つの節目ではないか。本研究会のテーマである政策ユーザーのニーズに応じた経済統計の改善、確かな根拠に基づく政策立案の定着 (EBPM) という課題をしっかりと位置付けるため、山本大臣から諮問会議の場等で発信していただくことが効果的であり、まずはこれから 2 か月程度で優先して議論すべき論点を選定し、実情の把握・課題の整理を行うことが適当ではないか。
- 年末に向けて、GDP デフレーターについての課題の整理、EBPM の事例から導かれる統計における課題を洗い出すことを、今後の作業の軸としてはどうか。
- どのような統計を整備し、どう改善すべきかというニーズを踏まえながら、その時々状況や技術を生かして統計全体のシステムを整備していくという問題意識が希薄なことが、現在の統計の問題の最重要点なのではないか。これについては、第 1 期の公的統計基本計画の策定段階における統計委員会での議論と結論、また、計画策定から 5 年以上が経過しての進捗状況等、政府の取組と問題意識を本研究会で取り上げてはどうか。
- 国民経済の中でも重要な位置を占める国土交通分野 (とりわけ住宅・不動産) と

地方創生分野における統計の整備状況等について、ヒアリングを行ってはどうか。国土交通分野については、中古不動産取引に関する情報の不足といった土地・不動産への投資促進上の課題に加え、家計部門における最大の資産である住宅について、例えば、住宅リフォーム消費の大半が中間消費に分類され GDP 統計に反映されない結果、住宅に関する政策が EBPM の枠組みに入らないなどの問題があるのではないか。また、地方創生については、地域経済を正確に把握する統計が整備されていないため KPI が科学的根拠の薄い努力目標となっており、RESAS の活用や民間データの活用について課題があるのではないか。さらに行政改革の視点として、経済統計の整備、継続的なメンテナンスを可能とする組織の在り方、統計作成と政策立案との間で緊張関係が確立する枠組み、民間統計産業の振興による官民のチェック・アンド・バランス体制強化の枠組み、行政記録情報の公開による民間活力の導入とその枠組み、ビッグデータの活用の枠組みの検討等が考えられるのではないか。

- 我が国の統計システムは分散型となっており、それはそれでメリットがあるが、一方で情勢の変化に応じた柔軟な職員配置になっていないのではないか。今後、精緻な統計が求められるサービス分野や IT 関連の統計に人材や予算を配分できるような取組が必要ではないか。
- EBPM 推進のためには、統計法上の統計調査だけでなく、業務統計や民間保有データの活用が重要。また、複数のデータを重層的に組み合わせることが必要であり、政策を分析する者が簡単に多くのデータを手に入れられることが重要である。統計委員会や政府関係機関で、これらに関してこれまでどのような取組が行われたか、出す権限があるのか、資源があるのかなどヒアリングしてはどうか。
- 以前あったデータが収集されなくなったケースとして、例えば国鉄民営化前後の変化がある。米国では政府の補助金を受けている鉄道事業者は様々なデータを出す義務を負っている。民営化したとしても大半は補助を受けたり、価格規制等を受けたりしており、民営化によりデータを出さないことが許されるのか検討の余地がある。また、国がデータを収集しているが機微なデータとして外部に公開されないケースがあるが、米国では機微なデータに当たるかをチェックした上で、可能な限り公開している。データを保有する機関がどこまでデータを出すかなどを検討するには限界があるので、外側からプレッシャーをかける仕組みが重要ではないか。さらに、マイクロデータについて日本でも一部はオンサイト利用施設で利用できるようになったが、利用できるソフトやデータ（位置情報は利用できないなど）について米国と比較して制約があるのではないか。更に取組を推進していくことが重要である。
- 本研究会のほかにも内閣府、総務省で研究会があり、これらが個別統計の指標の改善に焦点を当てているのに対し、本研究会では一般的な統計インフラについての議論を行うことが重要であるとの観点から、i) 統計を再現可能とするだけの情報の開示を進めるべきことを発信すべきではないか。これによりユーザーの利便性に資することに加え、統計の精度改善の意見が外部から出されることが期待される。

- ii) 人員について、統計のエキスパート（統計のデザインや新しい統計を考えていく人材）は限られている。急に増やすのは困難であるので、可能であれば、府省や部署の枠を超えた集約化や人材の共有化を行うことが良いのではないか。iii) 民間を有効活用し、アウトソースできる部分は民間に委ねることで、限られた人材の有効活用を行うべきではないか。iv) EBPM について、データの正確性ととも、タイムリーなデータ提供（統計作成の迅速性の確保）が重要ではないか。v) 行政記録情報について、どのようなデータが存在し、それが利活用可能な状態にあるのかどうかといった、情報の開示を進めていくことが必要ではないか。
- 医療、介護に係る統計上の課題として、i) 統計があるのに利用されていない、ii) 利用はされているが十分活用されていない、iii) データは存在するが利用可能な形で整備されていない、iv) そもそも統計がない又はアクセスできないという状況は、同様に存在する。また、例えば、国民医療費について、i) 詳細な推計方法の公表が十分でない、ii) 全国レセプトデータベースといったビッグデータが技術インフラ、組織インフラ上の制約から十分活用されていない、iii) 旧社会保険庁が保有していたデータが、協会けんぽ等の民間データとなり収集ができなくなっているなどの状況がある。医療・健康分野における統計についても、何が統計の活用や正確性の確保を阻んでいるのか検討の余地がある。
 - EBPM の具体例として、健康、生活保護分野や教育分野についての議論が考えられるのではないか。
 - 民営化により統計が出て来なくなるといった議論に関連して、統計法上の統計にはどこまでが含まれるのか。ある程度の公的主体が作成している統計は統計法上の統計の主体になり得るのであり、統計法の運用次第では、自由化や民営化に伴い出て来なくなるような統計がなくなるのではないか。また、オーダーメイド統計を含む既存の仕組みをうまく活用することで、行政記録情報は難しいとしても、市場価値の高い統計データについては、金銭的対価として政府が提供するという余地が出てくるのではないか。
 - ← 半公的主体が作成している統計は、政令で指定することで、統計法上の公的統計となり得ると考えられるが、現時点で、特殊法人や認可法人の全てが指定されているわけではなく、日本銀行など限られたものとなっている。ただし、政令の定め方の解釈については一定のルールがあると考えられ、必要があれば法所管課からヒアリングをする必要がある。
 - ← オーダーメイド統計は、マイクロデータの利用の仕方として統計法上整備されているものであり、業務データをどう集計して出すのかについて、現状ではスキームがないのではないか。
 - EBPM が重要だというスローガンだけではなくて、具体論が必要であり、まずは具体の状況について話を聞く必要があるのではないか。
 - 一例でもよいので、例えば法改正などの作業に当たり、どのくらいエビデンスを活用したのか、エビデンスに基づこうとすると何が足りなかったのか、事例に即し

たヒアリングしてはどうか。

- このデータを活用すればうまくいくのではないかというのが難しい。こういうデータを使ってこうやればいい政策ができると言わなければ、納得が得られにくい。例えば、海外のケースを参考に同様の取組を日本でもできないかという観点から検討することはできないか。
- 国土交通省の事例は、政策を立案するためのエビデンスがない、統計がないといった、EBPMの現状の具体事例となり得るのではないか。
- GDPでいえば毎四半期の数字をエコノミストが予想するが、どのように月次のデータが使用されているか分からないので、再現ができない。そこを改善すれば、もっと色々な提言が出てくるのではないか。
- ← デフレーターについては、具体的にどのような一次統計が充てられ、どのように作られているかが分からないようになっているので、分かるようにしようと考えている。
- 作成方法のデータを出すようにさせなければならないが、全ての要望に応えることはできないだろう。基本はデータを聞きに行ける場（Q&Aウェブサイト等）を作って回答させることとし、回答がない場合には外部の者がフォローするといった仕掛けを設ける必要があるのではないか。
- 年内はGDPデフレーター、EBPMの課題整理（健康、生活保護、教育など）、業務データ、民間データの活用、マイクロデータの利用、作成方法の開示あたりから進め、年明けからは人材、民間活力の活用、機能論などに関することが課題になるのではないか。住宅・不動産、地方創生の分野も今後の課題となるのではないか。

（以上）

（文責：行政改革推進本部事務局 速報のため事後修正の可能性あり）